マイナンバー制度に対する信頼の確保と国民理解の促進を求める意見書

マイナンバー制度は、多様な公的サービスをデジタル処理するための公的基盤であり、我が国におけるデジタル化社会の実現に向け、デジタル田園都市国家構想と並んで着実に進めていくべき課題であるが、個人情報を取り扱うことから、その運営には国民からの信頼確保が極めて重要である。

しかしながら、本年5月頃から、健康保険証や障害者手帳等の機能を付与したマイナンバーカードの情報の紐付けに誤りが相次いで発覚し、8月に公表された総点検の中間報告の時点ではその誤りが約8,400件に上るなど、社会的混乱が広がっている。国は、本年11月末までに総点検を終了させる考えであるが、点検の早期完了と再発防止の徹底を図り、我が国にとって必要不可欠なデジタル改革を本格的に進めていく必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 マイナンバーカード制度は、コロナ禍における国民への給付金や各種支援金の給付の遅れなど、当時の行政サービスの混乱を踏まえ、早期普及を求めて進められるデジタル改革であるが、今回の事象により、国民の不安感が拡大している。そのため、再発防止の徹底はもとより、本制度のメリットや安全性に関する丁寧な説明とデジタル化に対する理解促進に向けた取組を強化すること。
- 2 総点検を進めるに当たっては、業務を担う地方自治体への過度な負担が生じないよう十分に配慮すること。また、現行の保険証の廃止時期については、総点検の結果等を的確に判断し、しかるべき対応を取ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月4日

長 衆 議 院 議 参 院 議 議 長 内 閣 総 理 大 臣 宛て 臣 総 務 大 デジタル大 臣.

福島県議会議長 渡辺 義信